

山梨県公報

第五百四十八号

令和七年

三月二十四日

月 曜 日

目次

告示

○山梨県土地利用基本計画の変更	一二七
○道路の区域変更(二件)	一二七
○道路の供用開始	一二八
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(三件)	一二八
○都市計画事業の認可	一三四
○建築基準法に基づく道路位置指定	一三四
○落札者の決定について	一三四
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出	一三四
○国土調査の成果の認証(二件)	一三五
○土地改良区役員の退任及び就任	一三五
○基本測量の実施(二件)	一三七
○甲府都市計画道路事業の施行について	一三八
○都市計画の変更図書の縦覧(二件)	一三八
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	一三八
○教育委員会	
○随意契約の相手方の決定について	一三八
その他	
○専門学校山梨県立農林大学校学則の一部を改正する規程	一三九

告示

山梨県告示第七十号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。その関係図書は、山梨県知事政策局政策企画グループに備え置いて一般

の縦覧に供する。

令和七年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 変更に係る事項 山梨県土地利用基本計画の計画図の変更
- 二 変更内容 計画図の変更
 - 1 忍野村における森林地域の縮小
 - 2 甲斐市における森林地域の縮小(四件)
 - 3 甲府市における森林地域の縮小

山梨県告示第七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状道路建設事務所において、この告示の日から令和七年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府笛吹線
- 三 道路の区域

区間		旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
笛吹市石和町小石和字神明一二四番一地从先から 笛吹市石和町小石和字神明一二九番二地先まで	旧	五・三〇	一四・四	一一四・七
	新	一三・〇〇	一九・四	一一四・七

山梨県告示第七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和七年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北都留郡丹波山村字落瀧三二六七番一地先から 北都留郡丹波山村字鍋久保三二五五番一地先まで		一一・九 一九・九		七〇・五
		一二・二 二五・五		六〇・六
		一二・二 二五・五		六〇・六

四 区域変更の期日 令和七年四月一日

山梨県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和七年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府昇仙峡線	甲斐市吉沢字中島二四七番二地先から 甲斐市吉沢字中島二八七番一地先まで	七七・八	令和七年三月二十四日

山梨県告示第七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
南アルプス市	北沢	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）	新規	
	上の原				
	飯平				
	坂ヒタイ				
	塩沢東				
	古以多和				
	むかいー1				
	むかいー2				
	道下				

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	指定事項	指定告示
南アルプス市	北沢	急傾斜地の崩壊	次の図のとおりの図面（図面省略）	新規	
同	上原	同	同	同	
同	飯平	同	同	同	
同	坂ヒタイ	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同
下平	沓沢川原	曾根平	マキカレ	北沢	築山沢Ⅰ・Ⅱ	塩沢西	曾根平	桃ノ木平のⅢ
同	同	同	同	土石流	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同

山梨県告示第七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九條第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
塩沢東	古以多和	むかいⅠ	むかいⅡ	道下	下平	沓沢川原	曾根平	マキカレ	北沢	築山沢Ⅰ・Ⅱ	塩沢西	曾根平	桃ノ木平のⅢ	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	土石流	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

部砂防課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
中央市	駒原沢Ⅰ-1	土石流	次の図のとおり（図面省略）	新規	
同	駒原沢Ⅱ-2	同	同	同	
同	伊勢塚	急傾斜地の崩壊	同	同	
同	中尾	同	同	同	
同	長鞍Ⅰ-1	同	同	同	
同	長鞍Ⅱ-2	同	同	同	
同	城原	同	同	同	
同	登畦Ⅰ-1	同	同	同	
同	登畦Ⅱ-2	同	同	同	
同	見間	同	同	同	
同	久保	同	同	同	
同	市の沢	同	同	同	

二 土砂災害特別警戒区域

同	同	同	
上の原	横畑	飯室	
同	同	同	
同	同	同	
同	同	同	

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	指定事項	指定告示
中央市	駒原沢Ⅰ-1	土石流	次の図のとおり（図面省略）	新規	
同	駒原沢Ⅱ-2	同	同	同	
同	伊勢塚	急傾斜地の崩壊	同	同	
同	中尾	同	同	同	
同	長鞍Ⅰ-1	同	同	同	
同	長鞍Ⅱ-2	同	同	同	
同	城原	同	同	同	
同	登畦Ⅰ-1	同	同	同	
同	登畦Ⅱ-2	同	同	同	

同	同	同	同	同	同
上の原	横畑	飯室	市の沢	久保	見間
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同

山梨県告示第七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 土砂災害警戒区域

同	同	同	斐崎市	市町村名
穴山町ー2	穴山町ー1	上田井ー2	上田井ー1	土砂災害警戒区域の名称
同	同	同	急傾斜地の崩壊	自然現象の種類
同	同	同	次の図のとお り（図面省略）	区域の表示
同	同	同	新規	指定事項
				指定告示

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
柳平ー2	上條東割	鍋山	三ッ澤	宮久保ー4	宮久保ー3	三之蔵ー3	宮久保ー2	宮久保ー1	北下條	青木ー3	青木ー2	青木ー1	三之蔵ー2	三之蔵ー1	駒井	柳平ー1
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
武田ー4	武田ー3	富士見ヶ丘	武田ー2	武田ー1	樋口	上今井	宮久保ー8	宮久保ー7	宮久保ー6	宮久保ー5	三之蔵ー6	三之蔵ー5	三之蔵ー4	入戸野	下円井ー2	下円井ー1
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 土砂災害特別警戒区域

同	同	同	同	同	斐崎市	市町村
駒井	柳平ー1	穴山町ー2	穴山町ー1	上円井ー2	上円井ー1	土砂災害特別警戒区域の名称
同	同	同	同	同	急傾斜地の崩壊	自然現象の種類
同	同	同	同	同	次の図のとおり(図面省略)	区域の表示及び衝撃に関する事項
同	同	同	同	同	新規	指定事項

同	同	同	同	同	同	同
大洞沢ー1	日之城沢ー1	下円井沢ー3	笹沢ー1	上條南割	北宮地	水上
同	同	同	土石流	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
下田井ー2	下田井ー1	柳平ー2	上條東割	鍋山	三ッ澤	宮久保ー4	宮久保ー3	三之蔵ー3	宮久保ー2	宮久保ー1	北下條	青木ー3	青木ー2	青木ー1	三之蔵ー2	三之蔵ー1
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上條南割	北宮地	水上	武田ー4	武田ー3	富士見ヶ丘	武田ー2	武田ー1	上今井	宮久保ー8	宮久保ー7	宮久保ー6	宮久保ー5	三之蔵ー6	三之蔵ー5	三之蔵ー4	入戸野
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

	同			
	同	籠沢Ⅰ1	土石流	
	同	下円井沢Ⅰ3	同	
	同	日之城沢Ⅰ1	同	
	同	大洞沢Ⅰ1	同	

山梨県告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画事業の種類及び名称 峡東都市計画道路事業三・五・六号 上塩後下赤尾線
- 二 施行者の名称 甲州市
- 三 事業施行期間 令和七年三月二十四日から令和十八年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分 山梨県甲州市塩山下於曽字簾板及び字天神原並びに塩山赤尾字久保田及び字下西畑地内
 - 2 使用の部分 なし

山梨県告示第七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和七年三月十三日
- 二 指定道路の位置 南都留郡富士河口湖町船津字上八本木二千七百三十二番九
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇メートル

四 指定道路の延長 三十六・五四メートル

公 告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年三月二十四日

山梨県立あけぼの医療福祉センター所長 畠 山 和 男

一 落札に係る役務の名称及び数量

- (一) 名称 山梨県立あけぼの医療福祉センター清掃業務
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

- (一) 名称 山梨県立あけぼの医療福祉センター
- (二) 所在地 山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一
- 三 落札者を決定した日 令和七年三月三日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所

- (一) 名称 株式会社アサヒ総合サービス
- (二) 住所 山梨県甲府市中小河原一丁目十一番十号

五 落札金額 四千三百五十七万五千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和七年一月二十日

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオンタウン

株式会社 代表取締役 加藤久誠 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
二届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン山梨中央 山梨県中央市下河東
字上窪四百
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	変更後
イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十 五番八号 外十四者	イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十 五番八号 外十四者

- 3 変更の年月日 令和三年九月十日外
届出年月日 令和七年三月六日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和七年七月二十四日まで

● 国土調査の成果の認証
国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとお
り国土調査の成果を認証した。
令和七年三月二十四日

- 一 調査を行った者の名称 富士川町 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 二 調査を行った時期 平成二十六年四月二十一日から平成二十八年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南巨摩郡富士川町駅前通一丁目及び駅前通二丁目の各一部
- 五 認証年月日 令和七年三月十二日

● 国土調査の成果の認証
国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとお
り国土調査の成果を認証した。

令和七年三月二十四日

- 一 調査を行った者の名称 身延町 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 二 調査を行った時期 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南巨摩郡身延町小田船原及び相又の各一部
- 五 認証年月日 令和七年三月十二日

● 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、明野
茅ヶ岳土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
令和七年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	清水岩男	北杜市明野町下神取千四百六十番地二	令和六年八月十七日
同	福田紘	北杜市明野町上手八千六百三十番地	同
同	三井金彦	北杜市明野町上手四千百八十九番地	同
同	馬場君忠	北杜市明野町上手三千百八番地	同
同	藤原忠晴	北杜市明野町小笠原四千百三十八番地	同
同	清水淳	北杜市明野町小笠原三千三百九十四番地八百八十九	同

	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	萩原武一	雨宮正行	櫻井八州彦	雨宮智博	清水政英	深澤成人	篠原大	三井光男	五味良一	五味正博	清水正寛
	地 北杜市明野町小笠原千三百九番	北杜市須玉町大豆生田千百七十 三番地	地一 北杜市須玉町藤田千四百七十番	北杜市明野町浅尾五千二百五十 九番地千二十八	番地 北杜市明野町浅尾二千二百十六	地一 北杜市明野町浅尾千五百二十番	地 北杜市明野町浅尾六百九十九番	北杜市明野町浅尾新田三千六百 二十九番地一	番地 北杜市明野町上手一万二百十一	地 北杜市明野町上手九千五百二番	北杜市明野町上手二千三百四十 二番地
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 就任											
同	同	同	同	理事	役職名	同	同	監事	同	同	同
小泉哲	馬場君忠	三井金彦	篠原大	大柴善朗	氏名	宮沢俊作	清水勝	上野敏弘	福田良樹	内藤茂雄	清水政治
番地 北杜市明野町小笠原四千三十九	北杜市明野町上手三千百八番地	番地 北杜市明野町上手四千百八十九	地 北杜市明野町浅尾六百九十九番	番地 北杜市明野町上手一万二百二十	住所	地 北杜市明野町上手九百二十九番	地 北杜市明野町下神取百三十八番	番地 北杜市明野町上手千九百七十五	地 北杜市明野町上手三千四百三番	番地一 北杜市須玉町藤田千四百八十三	北杜市明野町浅尾五百番地
同	同	同	同	令和六年八月十八日	就任年月日	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
雨宮正行	櫻井八州彦	清水豊	深澤正和	長田耕一	清水勝	皆川直弘	五味淳	伊藤弘茂	福田敏	上野敏弘	小清水淳	
北杜市須玉町大豆生田千百七十三番地	北杜市須玉町藤田千四百七十番地一	北杜市明野町浅尾二千十八番地	北杜市明野町浅尾千七十七番地	北杜市明野町浅尾新田三千八百四十二番地二	北杜市明野町下神取百三十八番地	北杜市明野町上神取七百五番地	北杜市明野町上手九千五百三十一番地	北杜市明野町上手九千四百十六番地一	北杜市明野町上手八千五百八十六番地	北杜市明野町上手千九百七十五番地	北杜市明野町小笠原三千三百九十四番地八百八十九	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同	監事	同	同	同
清水政治	長坂治男	福田良樹	福田孝人	小泉正明	長田功
北杜市明野町浅尾五百番地	北杜市須玉町大豆生田三百九十番地	北杜市明野町上手三千四百三番地	北杜市明野町上手八千六百四十二番地	北杜市明野町小笠原二千番地	北杜市明野町浅尾新田三千六百二十三番地
同	同	同	同	同	同

● 基本測量の実施
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和七年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 測量の種類 基本測量（電子基準点測量及び機動観測）
二 測量の地域 山梨県甲府市、富士吉田市、山梨市、大月市、韮崎市、北杜市、笛吹市、身延町、南部町、道志村、富士河口湖及び小菅村
三 測量の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

● 基本測量の実施
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和七年三月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 測量の種類 基本測量(火山基本図作成)
- 二 測量の地域 山梨県富士吉田市、都留市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町
- 三 測量の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和七年三月二十四日

- 一 都市計画事業の種類及び名称 山梨県知事 長 崎 幸太郎
甲府都市計画道路事業三・三・三号 太田町蓬沢線、三・四・三十三号 大手二丁目浅原橋線及び三・五・二号 幸町伊勢四丁目線
- 二 施行者の名称 山梨県
- 三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
- 四 事業地の所在
 - 1 収用の部分 山梨県甲府市伊勢一丁目及び二丁目、幸町及び太田町地内
 - 2 使用の部分 なし

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により南アルプス市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和七年三月二十四日

- 一 都市計画の種類 山梨県知事 長 崎 幸太郎
南アルプス都市計画下水道
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により上野原市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和七年三月二十四日

- 一 都市計画の種類 山梨県知事 長 崎 幸太郎
上野原都市計画道路
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和七年三月二十四日

- 一 開発区域(第二工区)に含まれる地域の名称 山梨県知事 長 崎 幸太郎
南都留郡富士河口湖町船津字上八本木二千七百三十二番一、二千七百三十二番八から十二、二千七百三十五番一の一部及び二千七百三十八番二十一の一部の区域

公共施設の種類	位置及び区域
公園	ゴミステーション
広場	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町船津七千五百十八番地 株式会社 加取 代表取締役 白壁 竜次

教育委員会

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年三月二十四日

山梨県教育委員会

一	随意契約に係る役務の名称及び数量	教育長 降 旗 友 宏
	(一) 名称 統合型校務支援システム整備業務 (二) 数量 一式	
二	契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地	山梨県林政部長 入 倉 博 文
	(一) 名称 山梨県教育庁高校教育課 (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号	
三	随意契約の相手方を決定した日 令和六年八月二日	
四	随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所	
	(一) 名称 株式会社モチベーションワークス	
	(二) 住所 東京都新宿区西新宿三丁目二十番二号オペラシティタワー三十五階	
五	契約金額 一億七千四百九十万円	
六	契約の相手方を決定した手続 企画提案審査方式による随意契約	
七	随意契約によることとした理由 民間事業者が開発したシステムを選定するにあたっては、県教育委員会が求める機能要件を満たすだけでなく、ユーザーインターフェイス等が利用者（教員・生徒・保護者）にとって使いやすいものかを、デモンストレーション等により実際に精査する必要がある。また、本事業と並行して行われる県立学校ネットワーク更新における新しい情報セキュリティ対策との適合についても精査する必要がある。さらに、小中高でシステムを統一するメリットや観点別評価・定期考査のあり方等、次世代校務DXの観点から事業者企画提案を受けることで、そのシステムの機能や先進的なアイデア、業務遂行体制等を総合的に評価し、事業者を決定するため、価格競争入札に適さないものとして、企画提案審査方式による随意契約とした（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第二号該当）。	

そ の 他

専門学校山梨県立農林大学校管理者規程第一号

専門学校山梨県立農林大学校学則の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和七年三月二十四日

専門学校山梨県立農林大学校管理者

山梨県農政部長

原 田

達

山梨県林政部長 入 倉 博 文
専門学校山梨県立農林大学校学則の一部を改正する規程
専門学校山梨県立農林大学校学則（平成二十年専門学校山梨県立農業大学校管理者規程第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「学生定員、修業年限」を「定員、修業年限等」に、
「第五章 入学、退学及
第六章 研修棟

び休学
を「第五章 入学、退学、休学及び復学」に、「第七章」を「第六章」に、「

第八章」を「第七章」に、「第九章」を「第十章」を「第九章」に改め

る。
第二章の章名中「学生定員、修業年限」を「定員、修業年限等」に改める。

第五条の見出しを「（定員）」に改め、同条中「大学の学生定員」を「専門課程の定員」に改める。

第六条の見出しを「（修業年限等）」に改め、同条中「修業年限は、」の下に「養成科、専攻科それぞれ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 養成科、専攻科への在学期間はそれぞれ四年を超えることができない。ただし、第十八条に規定する休学期間は、在学期間に算入しない。

第十三条中「専門課程生」を「専門課程に在籍する者（以下「学生」という。）」に改める。

第五章の章名中「及び休学」を「、休学及び復学」に改める。

第十七条中「専門課程生」を「学生」に改める。

第十八条の見出しを「（休学及び復学）」に改め、同条第一項中「専門課程生」を「学生」に改め、同条第二項中「通算して」を削り、同項ただし書中「この限りでない」を「一年を限度として、休学期間の延長を認めることができる」に改め、同条に次の二項を加える。

3 休学期間は、通算して二年を超えることができない。

4 第一項の許可を受けた学生が復学しようとするときは、その理由を明記した文書を校長に提出して、その許可を受けなければならない。
第六章の章名を削り、第十九条を次のように改める。

（除籍）

第十九条 次の各号のいずれかに該当する学生は、校長により除籍されるものとする。

一 第六条第二項に規定する在学期間を超えた者

二 前条第三項に規定する休学期間を超えた者
三 正当な理由がなく授業料を滞納し、かつ、督促を受けた後引き続き納付すべき授業料を納付しない者

四 その他校長が除籍に該当すると認めた者
第七章を第六章とし、第八章を第七章とする。

第二十一条及び第二十二条第三項中「専任講師」の下に「指導主幹」を加える。
第九章を第八章とする。

第二十四条中「学生が」を削り、「場合は」を「学生に対し」に改め、同条第一号中「認められたとき。」を「認められる者」に改め、同条第二号中「とき。」を「者」に改め、同条第三号中「がなく欠席したとき。」を「のない欠席が多い者」に改め、同条第四号中「とき。」を「者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の専門学校山梨県立農林大学校学則第六条第二項、第十八条第三項及び第十九条の規定は、令和七年四月一日以後に入学する者から適用し、同日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。